

階層	対象収入による階層区分 (前年収入)	月 額 納 付 額			
		事務費	生活費	管理費	合計 (円)
1	1,500,000 円以下	10,100	46,325	23,900	80,325
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,100	46,325	23,900	83,325
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,100	46,325	23,900	86,325
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,200	46,325	23,900	89,425
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,200	46,325	23,900	92,425
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,200	46,325	23,900	95,425
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,300	46,325	23,900	100,525
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,400	46,325	23,900	105,625
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,400	46,325	23,900	110,625
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,500	46,325	23,900	115,725
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,500	46,325	23,900	120,725
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,600	46,325	23,900	127,825
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,700	46,325	23,900	134,925
14	2,700,001 円以上	68,100	46,325	23,900	138,325

(冬季加算：11月～3月は生活費に1,960円加算)

- * この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した額をいいます。(入居初年度は、医療費は対象外です。)
- * 夫婦で入居される場合は、夫婦の収入合計から夫婦の必要経費を控除した額を1/2した額がそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合は、それぞれの事務費相当額を、早見表の額より30%減額した金額になります。
- * 収入として認定するものは、年金、恩給、財産収入、利子・配当金収入、不動産・動産収入、勤労所得、相続・遺贈・個人からの贈与等の収入合計額となります。
- * 収入額の申告は、毎年していただきます。
- * 各部屋の光熱水費等6,000円～7,000円程が別途必要となります。(電気や水道の使用量によって金額が変動します。)